

税務QA

17.10-2

Q2 (医療用建物や医療用機器の耐用年数)

医療用建物や医療機器の耐用年数はどのように定められていますか。また、中古資産の耐用年数の取扱いも併せて教えてください。

A

ポイント

- (1) 個人事業の場合、減価償却は強制償却となっており必ず行わなければなりません(法人は任意償却)。耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」において減価償却資産の種類、用途等ごとに定められています。
- (2) 中古資産の耐用年数については、合理的に見積もった耐用年数とされており、見積もりが困難な場合は下記の簡便法によることが認められています。

1. 医療用建物、医療機器の耐用年数

(1) 病院用建物の耐用年数・償却率表

構 造	耐用年数	定額法償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	39年	0.026
れんが造、石造又はブロック造のもの	36年	0.028
金属造のもの(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)	29年	0.035
金属造のもの(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの)	24年	0.042
金属造のもの(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)	17年	0.058
木造又は合成樹脂造のもの	17年	0.058
木造モルタル造のもの	15年	0.066

(2) 医療機器の耐用年数・償却率表

医 療 用 機 器	耐用年数	償却率	
		定額法	定率法
消毒殺菌用機器	4年	0.250	0.438
手術機器	5年	0.200	0.369
血液透析又は血しょう交換用機器	7年	0.142	0.280
ハート・タクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6年	0.166	0.319
調剤機器	6年	0.166	0.319
歯科診療用ユニット	7年	0.142	0.280
光学検査機器	ファイバースコープ その他のもの	6年	0.166
		8年	0.125
その他のもの			

レントゲンその他の電子装置を使用する機器

移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4年	0.250	0.438
その他のもの	6年	0.166	0.319
その他のもの			
陶磁器製又はガラス製のもの	3年	0.333	0.536
主として金属製のもの	10年	0.100	0.206
その他のもの	5年	0.200	0.369

2. 中古資産の耐用年数

中古資産の耐用年数については、合理的に見積もった耐用年数とされており、その資産を取得したとき以後の使用可能期間となりますが、見積もることが困難な場合、次の簡便法が認められます。

簡便法

$$\text{法定耐用年数の一部を経過した場合} \quad \frac{20}{(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数}} \times 100$$

(例) 1. 築後5年経過した木造診療所を購入した場合の耐用年数の計算

$$(17\text{年} - 5\text{年}) + 5\text{年} \times 20 / 100 = 13\text{年}$$

2. 4年経過した中古の光学検査機器(耐用年数8年)を購入した場合の耐用年数の計算

$$(8\text{年} - 4\text{年}) + 4\text{年} \times 20 / 100 = 4.8\text{年} \quad 4\text{年}(1\text{年未満の端数切捨て})$$

法定耐用年数の全部を経過した場合

$$\frac{20}{\text{法定耐用年数}} \times 100$$

(例) 6年の法定耐用年数を経過した医療機器を購入した場合の耐用年数の計算

$$6\text{年} \times 20 / 100 = 1.2\text{年} \quad 2\text{年}(年数が2年未満のときは2年となります。)$$